

陳 情 文 書 表

令和7年9月定例会

令和7年分陳情第24号

厚生委員会

受理年月日	令和7年6月10日
件名	新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大注意報・警報制度の創設に関する陳情
陳 情 人	
陳 情 要 旨	
[趣旨] 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に備え、住民が適切な行動を取れるよう、感染状況に応じた注意報・警報制度の創設を求めます。 [事項] 1. 新型コロナウイルス感染症に特化した注意報・警報制度の創設 富山県においては、インフルエンザなど他の感染症に対する警報・注意報制度は整備されているものの、COVID-19については対象外となっています。かつて運用されていた「富山アラート」のように、地域の感染状況に応じた段階的な注意喚起が可能な制度を再整備してください。 2. 感染拡大の初動を捉える基準の整備 注意報・警報の発出に当たっては、以下の指標を組み合わせる柔軟に運用できるようにしてください。 ・国内外の感染拡大状況 ・定点当たり報告数(特に小児科・内科) ・医療機関の病床使用率・入院患者数 ・高齢者施設や教育機関（保育所、小・中・高校等）での集団感染の発生状況 ・救急搬送困難事例の件数 特に、教育機関は無症状・軽症の感染者が多く集まる場であり、家庭や地域への感染拡大の起点となり得るため、早期に兆候を捉え、学校現場でも対応可能な情報提供体制が必要です。 3. 効果的な情報発信体制の構築 注意報・警報の発出時には、以下の手段を活用して住民に広く伝えてください。 ・市公式サイト、SNS、メール配信、防災無線等の多層的なメディア活用 ・県町村、教育委員会、保育施設、福祉施設等への即時連絡	

- ・誰にとっても理解しやすい色分けや段階表示の導入（例：「レベル1：注意」「レベル2：警戒」等）

4. 国や他自治体との連携・制度の恒常化

この制度を独自で導入するだけでなく、都道府県や国に対しても、COVID-19を含む注意報・警報制度の整備を要請してください。また、本制度は今後の新興感染症にも対応可能なよう、恒常的な仕組みとして整備し、法律や条例上の位置づけも検討してください。

〔まとめ〕

COVID-19の流行は今後も波のように繰り返されることが想定されており、社会のリスク管理能力が問われています。特に教育機関や高齢者施設など、感染拡大の起点や被害の集中が懸念される現場において、早期の情報提供は極めて重要です。感染症への備えを「個人任せ」にせず、行政が適切な情報を段階的に示すことで、住民の自律的な行動と地域社会全体の安全が守られます。以上の趣旨を御理解いただき、これらの内容を速やかに御検討、実現くださるよう強くお願い申し上げます。